

●香川県監査委員公表第34号

平成23年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、香川県知事から通知があったので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年11月30日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 綾田福雄
同 黒島啓

包括外部監査の結果に対する措置状況

1 人材育成機関及び試験研究機関における財務に関する事務の執行及び事業の管理について

団体名	項目	指摘内容（要約）	講じた措置等
丸亀高等技術学校	備品一覧表と現品との照合	<p>不用品の処理について、備品一覧表への反映が適切になされていなかったため、管理が不十分な状態であった。</p> <p>備品については、その管理に万全を期す必要がある一方、学校施設など種類が多岐にわたり数量が多い場合には、物理的な限界も想定される。したがって、高等技術学校の特殊性を踏まえて、種類、使用場所や管理区分等の分類に基づく計画的な現品照合や管理情報との整合性が維持できるよう「現品照合実施要領」を作成するなど組織的な対応が必要と考える。</p>	<p>平成24年3月に物品取扱員による備品の随時検査を行い、廃棄処分済みのものについて備品一覧表に処分日を記入するなど不用品の処理状況を適切に反映させた。</p> <p>また、校内には、720点を超える備品があり、「出納事務の手引」における「備品数が多く、全ての備品について毎年照合検査を行うことが困難である場合」に該当することから、3年に1回使用場所ごとに照合検査を実施しているが、その方法について具体的に定めるものがなかった。</p> <p>このため、種類や使用場所、管理区分等の分類に基づく計画的な現品照合や管理情報が備品一覧表に適切に反映されるよう現品照合の統一的な方法を規定した「香川県立高等技術学校備品照合検査実施要領」を平成24年7月に策定した。</p> <p>なお、平成24年2月及び9月の職員会議において、備品の適正な管理について周知徹底を図ったところであり、今後とも備品の現品照合を十分に行い適正管理に努めていく。</p>
農業大学校	毒劇物等の管	毒劇物の管理については、盜	平成23年8月に策定した「毒劇

	理事務	<p>難、紛失、流出防止の措置が特に必要であり、そのためには在庫管理簿に入庫量（購入した量）と出庫量（使用量）を記載し、定期的に管理簿上の在庫量と現物とを照合する必要がある。また、在庫管理簿の正確性を担保するため、入庫量については購入記録と照合するとともに、出庫量についてもその数量の合理性を管理責任者が確かめる必要がある。</p>	<p>物管理規程」に基づき、毒劇物の購入・使用時の在庫管理簿への入庫量・出庫量の記載を徹底するよう平成23年10月の教授会で周知した。</p> <p>また、適正な在庫管理及び在庫管理簿の正確性を担保するため、管理責任者がその都度、出入庫量の合理性を確認するとともに、毎月末に在庫管理簿上の入庫量、出庫量、在庫量と購入記録、現物との照合を実施している。</p> <p>なお、平成24年9月に中讃保健福祉事務所の定期立入検査を受け、管理体制に問題がないことの確認を受けたところであり、今後とも毒劇物の厳正な管理に努めていく。</p>
	産業技術センター	<p>備品一覧表と現品との照合</p> <p>備品の照合は、実施する対象範囲を明確にするとともに、実施結果は、照合実施者と立会者、照合実施日時、不用品の有無とその内容、備品ラベルの貼付・剥れの有無等を明確に記載した報告書で出納員に報告される必要がある。こうした報告方法と具体的な実施手続等を定めた「現品照合実施要領」を策定し、これにしたがった現品との照合を実施する体制の整備が必要である。</p>	<p>平成24年7月に備品一覧表と現品との照合方法や実施結果の報告の仕方などの具体的な手続について定めた「香川県産業技術センター備品照合実施要領」を策定し、現品との照合を実施する体制を整備した。</p> <p>平成24年7月から当該実施要領に基づき、計画的に備品照合を実施しているところであり、今後とも適正な備品管理に努めていく。</p>
	毒劇物等の管理事務（保管体制）	<p>発酵食品研究所では、鍵の保管責任者が明確になっていないとともに、本来の保管場所に戻されず一時的に試験使用場所にあった等の保管状況が見られた。使用時以外はルールどおり施錠できる場所への保管を徹底する必要があるとともに、どの薬品がセンター内のどこに保管され、その管理責任者は誰かなどの情</p>	<p>薬品の適正な保管と取扱いを行うため、平成24年7月に毒劇物等の薬品の統一的な管理手続を定めた「産業技術センター薬品管理規程」を策定した。当該規程に基づき、薬品の管理責任者や鍵の保管責任者を選任するとともに、薬品の点検結果をデータとして保存し、常に薬品の管理責任者や保管状況等に関する情報を一元的に把握で</p>

		報が一元的に把握され管理されることが必要である。	きるようとした。 また、平成24年6月の部門長会において、薬品の適正な管理の徹底について周知したところであり、今後とも薬品の厳正な管理に努めていく。
毒劇物等の管理事務（受払記録の整備）		現在は毒物のみ受払管理を行い、劇物については原則購入量だけを記載するルールとなっている。盜難・紛失等が重要な問題となる点は劇物も同様であり、劇物についても受払管理を実施する必要がある。この点、食品研究所の出納簿を確認したところ、劇物についてもある程度出納簿で受払いの記帳が行われていた。ただし、出納簿が適時に更新されておらず、また出納簿の様式が薬品によって異なっていた。これらについても、統一的なルールの下での運用が必要である。	薬品の適正な保管と取扱いを行うため、平成24年7月に毒劇物等の薬品の統一的な管理手続を定めた「産業技術センター薬品管理規程」を策定した。毒劇物等の薬品の受払いに当たっては、当該規程に基づき新たに統一的な様式として作成した薬品管理簿に、受払い・保管量等について適時に記載するなど毒劇物等の厳正な保管と管理に努めている。
毒劇物等の管理事務（現品調査（棚卸）の実施）		毒劇物等の棚卸について、在庫量調査の結果として、どこに何の毒劇物がどの位保管されているかがセンター全体として一覧できる形で把握されることが管理上必要であり、在庫量の調査に関する具体的な実施方法及び報告様式等が棚卸実施要領として整備され、この結果を集約する体制を構築することが必要である。	薬品の適正な保管と取扱いを行うため、平成24年7月に毒劇物等の薬品の統一的な管理手続を定めた「産業技術センター薬品管理規程」を策定した。薬品の点検に当たっては、当該規程に基づき薬品管理者が定期的に現品調査を行い、化学物質等管理台帳に記載の上、所長に報告するとともに、当該台帳をデータとして保存し、薬品の保管場所や在庫量など保管状況について一覧できるようにすることにより、情報の一元的管理体制を構築した。
農業試験場	パイプハウスの公有財産台帳への登録漏れ	独立行政法人からの受託試験で使用している次世代型パイプハウス1棟が公有財産台帳に登録されていない。地方自治法第	次世代型パイプハウスについては、平成24年2月に公有財産台帳への登録を行った。今後とも、公有財産の適切な管理に努めていく。

		238条に規定する公有財産に該当するため、公有財産台帳に登録して管理すべきである。	
畜産試験場	鶏卵の販売価格	<p>鶏卵の販売価格は引渡しがされた日の鶏卵相場表をみて価格を決定しているが、相場表が残されていない。</p> <p>引渡し日の相場表は、販売先からの鶏卵代金精算書とチェックした痕跡とともに取引の正確性を証明する資料として保存すべきである。</p>	<p>鶏卵の販売価格の決定に当たっては、平成24年2月13日から、引渡し日の鶏卵相場表を入手し、相場表に取引条件の計算過程、結果を記載するとともに、販売先からの鶏卵代金精算書と照合、確認した旨のチェックも記した上で、生産品処分伝票に添付し資料として保存するように見直した。</p>
	劇物等の管理事務	<p>毒物劇物出納簿（受払記録）は作成しているものの、サンプルで受払記録の残数量と現品とを照合したところ、受払簿との不一致が散見された。</p> <p>毒劇物は少量でも身体を著しく害する性質を持っており、盜難や流出などによる被害が起きた場合には、管理責任を問われる場合がある。これらを防止し、試験場として十分な注意を払って管理を行うためには、劇物等の管理に係るマニュアルの整備とその遵守が不可欠であり、早急な対応が必要である。</p>	<p>平成23年12月に鍵付き保管庫を専用室へ移動し、実験棟や各担当で保管していた毒劇物を集約し、現品数量の再確認、台帳整理等を行った。</p> <p>平成24年2月に「毒劇物マニュアル」を策定し、毒劇物の保管管理を徹底している。</p> <p>また、平成24年5月に東讃保健福祉事務所の定期立入検査を受け、管理体制に問題がないことの確認を受けた。</p> <p>さらに平成24年7月に2回に分けて、当試験場の全職員を対象に危機管理等研修会を開催し、職員のコンプライアンスの向上を図ったところであり、今後とも毒劇物の厳正な管理に努めていく。</p>
水産試験場	毒劇物等の管理事務	平成23年7月1日より適用している「毒物・劇物取扱マニュアル」では、毒劇物の点検は年1回、9月末日を基準に行うこととなっているが、平成23年度（往査日現在まで）において9月末日を基準とした毒劇物の点検作業は行われていなかった。マニュアルを厳格に遵守した運用を徹底すべきである。	<p>「毒物・劇物取扱マニュアル」について、平成24年1月の部門長会や府内メールを活用して、職員に周知徹底を図るとともに、当該マニュアルに基づき直ちに毒劇物の点検を実施し、2月末日までに完了させた。</p> <p>また、平成24年度においても、点検を適切に実施している。</p> <p>毒劇物の管理に当たっては、今</p>

後とも、当該マニュアルを厳格に
遵守した運用を徹底していく。